

四万十市省エネ家電製品等買替促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市省エネ家電製品等買替促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市民の家計負担の軽減を図るため、予算の範囲内においてエネルギー消費性能の優れた省エネ家電製品等（以下「省エネ家電」という。）への買換えの費用の一部を補助することにより、省エネ家電への買換えを促進し、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策を推進するとともに、家庭における電気料金の負担軽減による生活者支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この補助金の交付対象となる省エネ家電は、経済産業省資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に登録されている別表の製品とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 市内に所在する店舗等以外から購入するもの
- (2) 新品又は未使用でないもの
- (3) 転売を目的とするもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 四万十市の住民基本台帳に記録されている者であって、自ら居住する市内にある住宅の既設の家電を、同品目の省エネ家電に買い替え、設置する者
- (2) 世帯全員が市税（延滞金等を含む。）を滞納していないこと
- (3) 本人又は本人の属する世帯の他の構成員が、補助金の交付決定を受けていないこと
- (4) 他の同種の補助金を受けるものでないこと

(補助対象経費及び補助金額等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電の購入に要する経費（付属品、取付工事、配送等に係る経費及び既設家電の処分に係る経費等を除く）とする。

2 補助の対象となる省エネ家電の台数は、1世帯につき3台までとする。ただし、LED照明器具（LED電球のみは含まない。）にあつては、複数台であっても1台とみなし合計購入経費を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、別表に定める補助対象限度額及び補助率に基づき算出するものとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四万十市省エネ家電製品等買替促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電の購入経費が確認できる見積書等の写し
- (2) 買換え前の家電製品の設置状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1世帯につき1回に限り行うことができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、四万十市省エネ家電製品等買替促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは四万十市省エネ家電製品等買替促進事業補助金不交付決定通知

書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。

（補助事業等の変更）

第8条 前条第1項の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに四万十市省エネ家電製品等買換促進事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、四万十市省エネ家電製品等買換促進事業変更（中止）交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第9条 交付決定者は、補助事業完了後、30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早く到来する日までに四万十市省エネ家電製品等買換促進事業実績報告書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電の購入経費が確認できる領収書等の写し
- (2) 省エネ家電の保証書（対象製品の製造メーカーが発行したものに限る）の写し
- (3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき家電製品の買い換えを行った場合は、買換え前の家電製品の処分に係る特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）排出者控の写し
- (4) 買換え後の省エネ家電の設置状況が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し不備がなければ、交付決定者の請求に基づき、30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) この告示の規定に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき

（協力の要請）

第12条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則（令和6年四万十市告示第24号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第11条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

附 則（令和7年四万十市告示第26号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表

対象品目	省エネ性能基準	補助対象限度額 (千円)	補助率
1 エアコン	統一省エネラベルの直近の目標年度において多段階評価点が星 2 以上の基準をみたしているもの	150	1 / 3
2 電気冷蔵庫			
3 電気冷凍庫			
4 電気便座			
5 ガス温水機器	統一省エネラベルの直近の目標年度において多段階評価点が星 3 以上の基準をみたしているもの		
6 エコキュート	統一省エネラベルの直近の目標年度において多段階評価点が星 4 以上の基準をみたしているもの		
7 LED照明器具			
8 テレビ	統一省エネラベルの直近の目標年度において多段階評価点が19 v 型以上38 v 型以内は星 3.5以上、39 v 型以上は星 2 以上の基準をみたしているもの		
9 ジャー炊飯器	統一省エネラベルの直近の目標年度において省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの		
10 電子レンジ			